

東急セキュリティ警備サービス重要事項説明書

改訂新旧対照表

改訂(新)	現行(旧)
<p>第5条 提供する警備サービスの内容</p> <p>4. 見守りセキュリティサービス【SAFE-1】</p> <p>警備対象物件に設置された警備機器により感知される異常について監視し、緊急出動対応を行うサービスです。警備機器内蔵の回線を通じて管制センターに情報が送られ、異常情報を管制センターで受信した場合は、各サービスの異常情報に基づき警備員の出動指示および警備対象物件連絡先へ連絡を行います。警備対象物件に到着した警備員は、お預かりしている鍵を使用し入室した上で、異常の有無を確認し、必要に応じて警察・消防機関等への通報、管制センターより緊急連絡先への連絡等、所定の処置をとります。また、警備機器は警備対象物件に原則として当社が設置するものとし、機器設置および正常稼働確認が完了した後に、サービス提供開始（オンライン）となります。以下にサービスの基本的内容を記載します。なお、見守りセキュリティサービス【SAFE-1】は非常通報サービスが必須となります。</p> <p>(5) メール通知</p> <p>提供サービスの異常情報を、受信者のスマートフォン等へメールで通知します。</p> <p>① 登録・変更</p> <p>メールアドレスは別途定める申請書に必要事項を記載して当社に提出し、情報をシステムへ登録することで通知を開始します。また、登録した情報を変更する場合は、別途定める申請書に必要事項を当社指定の方法で当社に提出するものとします。</p> <p>削除</p>	<p>第5条 提供する警備サービスの内容</p> <p>4. 見守りセキュリティサービス【SAFE-1】</p> <p>警備対象物件に設置された警備機器により感知される異常について監視し、緊急出動対応を行うサービスです。緊急通報機器内蔵の回線を通じて管制センターに情報が送られ、異常情報を管制センターで受信した場合は、各サービスの異常情報に基づき警備員の出動指示および警備対象物件連絡先へ連絡を行います。警備対象物件に到着した警備員は、お預かりしている鍵を使用し入室した上で、異常の有無を確認し、必要に応じて警察・消防機関等への通報、管制センターより緊急連絡先への連絡等、所定の処置をとります。また、警備機器は警備対象物件に原則として当社が設置するものとし、機器設置および正常稼働確認が完了した後に、サービス提供開始（オンライン）となります。以下にサービスの基本的内容を記載します。なお、見守りセキュリティサービス【SAFE-1】は非常通報サービスが必須となります。</p> <p>(5) メール通知</p> <p>提供サービスの異常情報を、受信者のスマートフォン等へメールで通知します。</p> <p>①登録・変更</p> <p>メールアドレスは別途定める申請書に必要事項を記載して当社に提出し、情報をシステムへ登録することで通知を開始します。また、登録した情報を変更する場合は、別途定める申請書に必要事項を記載して当社に提出するものとします。</p> <p>第6条 提供するその他サービスの内容</p> <p>1. 生活支援サービス</p> <p>(1) サービス概要当社が提携する会社または該当社が再提携する会社（総称して、以下「提携会社」という）にて生活支援サービスを提供します。健康・医療・介護等に関する相談を電話にて受付するサービス、提携会社の契約企業・団体施設の各種優待・割引の利用、家事・生活に関わる様々な困り事の手伝い等を行う専門業者の紹介を実施します。なお、第5条2に定めるシニアセキュリティサービスにおいて、緊急対応サービスのみ利用の場合、本サービスは利用いただけません。</p> <p>(2) 注意事項</p> <p>①生活支援サービスの結果に疑義が生じた場合は、提携会社が責任もって対応します。またサービス提供の結果、損害が発生した場合は提携会社はその責任の範囲に応じて賠償するものとし、当社の責任はないものとします。提携会社の会員規約・利用規約に同意の上、サービスを利用ください。</p> <p>②生活支援サービスの利用に必要な情報を提携会社へ通知しますので、ご了承ください。なお、本契約の利用者が法人名義等の場合には利用いただけません。</p> <p>③提携会社の管理外での回線異常・予期せぬ機器故障、天災地変、社会的混乱等でサービス提供できない</p>

以下項番ズレ

1. 巡回警備サービス
2. あんしんモバイルサービス
3. モバイルアシスタントターミナル
4. ご家族お知らせメールサービス
5. 救急医療情報ノート
6. 救急搬送持ち出しバッグ
7. 遠隔画像監視システム
8. 見舞金制度

第7条 提供するサービスの組み合わせ

第5条および第6条に定めるサービスについて、次の一覧表のとおり、当社が定める組み合わせにて利用いただけます。なお、利用するサービスの追加・変更について、当社が定めるサービスの組み合わせの条件を満たしている必要があります。また、サービスの追加・変更の場合は、必要に応じて覚書を取り交わすこととします。

主となる提供サービス	組み合わせ可能なサービス
ホームセキュリティサービス	シニアセキュリティサービス 巡回警備サービス あんしんモバイルサービス モバイルアシスタントターミナル 遠隔画像監視システム 見舞金制度
シニアセキュリティサービス	ホームセキュリティサービス 巡回警備サービス ご家族お知らせメールサービス 救急医療情報ノート 救急搬送持ち出しバッグ
緊急駆けつけサービス【東急セキュリティレスQ】	見守りセキュリティサービス【SAFE-1】 ご家族お知らせメールサービス 救急医療情報ノート 救急搬送持ち出しバッグ
見守りセキュリティサービス【SAFE-1】	緊急駆けつけサービス【東急セキュリティレスQ】 救急医療情報ノート 救急搬送持ち出しバッグ

場合、提携会社の責任は免責されます。

④利用にかかる全ての費用は、利用者のご負担となります。また、利用可能なサービス内容は予告なく変更される場合があります。

2. 巡回警備サービス
3. あんしんモバイルサービス
4. モバイルアシスタントターミナル
5. ご家族お知らせメールサービス
6. 救急医療情報ノート
7. 救急搬送持ち出しバッグ
8. 遠隔画像監視システム
9. 見舞金制度

第7条 提供するサービスの組み合わせ

第5条および第6条に定めるサービスについて、次の一覧表のとおり、当社が定める組み合わせにて利用いただけます。なお、利用するサービスの追加・変更について、当社が定めるサービスの組み合わせの条件を満たしている必要があります。また、サービスの追加・変更の場合は、必要に応じて覚書を取り交わすこととします。

主となる提供サービス	組み合わせ可能なサービス
ホームセキュリティサービス	シニアセキュリティサービス 生活支援サービス 巡回警備サービス あんしんモバイルサービス モバイルアシスタントターミナル 遠隔画像監視システム 見舞金制度
シニアセキュリティサービス	ホームセキュリティサービス 生活支援サービス 巡回警備サービス ご家族お知らせメールサービス 救急医療情報ノート 救急搬送持ち出しバッグ
緊急駆けつけサービス【東急セキュリティレスQ】	見守りセキュリティサービス【SAFE-1】 ご家族お知らせメールサービス 救急医療情報ノート 救急搬送持ち出しバッグ

	見舞金制度 メール通知	見守りセキュリティサービス【SAFE-1】	緊急駆けつけサービス【東急セキュリティ レスQ】 救急医療情報ノート 救急搬送持ち出しバッグ 見舞金制度 メール通知 生活支援サービス※1 ※1 緊急駆けつけサービス【東急セキュリティ レスQ】の併用利用時のみ付帯
<p>第14条 契約料金</p>		<p>第14条 契約料金</p>	
<p>3. 出動料金</p> <p>(2) 開錠依頼等、依頼による出動。なお、依頼による出動は暗証番号等の情報を確認し、依頼を受け付けます。また、他の警備対象物件にて異常情報を受信した場合、その出動を優先します。</p>		<p>3. 出動料金</p> <p>(2) 契約者、利用者、代理人または緊急連絡先に登録の方からの開錠依頼等、依頼による出動。なお、依頼による出動は暗証番号等による本人確認を行います。また、他の警備対象物件にて異常情報を受信した場合、その出動を優先します。</p>	
<p>第15条 解約事項</p>		<p>第15条 解約事項</p>	
<p>4. オフラインでの警備機器の使用</p> <p>(1) 見守りセキュリティサービス【SAFE-1】を除く買取プランにおいて、本契約を解約し、機器撤去を行わない場合、オフライン環境にて警備機器の使用が可能です。この場合、対象センサーが異常を感知したときに警報音が鳴ります。</p>		<p>4. オフラインでの警備機器の使用</p> <p>(1) 買取プランにおいて、本契約を解約し、機器撤去を行わない場合、オフライン環境にて警備機器の使用が可能です。この場合、対象センサーが異常を感知したときに警報音が鳴ります。</p>	
<p>第18条 警備機器に関する事項</p>		<p>第18条 警備機器に関する事項</p>	
<p>1. 警備機器の保証期間</p> <p>買取プランの場合、次の機器を除く警備機器は、機器設置日より10年間当社が動作を保証します。ただし、本契約で利用の機器を本契約以外で購入した場合、購入時の契約で定めた期間が適用されるものとします。</p>		<p>1. 警備機器の保証期間</p> <p>買取プランの場合、次の機器を除く警備機器は、機器設置日より10年間当社が動作を保証します。</p>	
<p>第23条 損害賠償</p>		<p>第23条 損害賠償</p>	
<p>2. 賠償額</p> <p>重過失の場合を除き当社は次の賠償額を限度として契約者に損害金をお支払いします。ただし、契約者は書面にて当社にその賠償請求を行うものとします。</p>		<p>2. 賠償額</p> <p>当社は次の賠償額を限度として契約者に損害金をお支払いします。ただし、契約者は上記損害発生の日（旅行等の長期外出時は帰宅後）から10日以内に、書面にて当社にその賠償請求を行うものとします。</p>	
<p>第34条 附則</p>		<p>第34条 附則</p>	
<p>本説明書は、2023年10月1日から適用します。</p>		<p>本説明書は、2023年4月1日から適用します。</p>	

※本説明書は、2023年10月1日から適用します。